

「輸出者等遵守基準を定める省令案」に係る意見

本年4月30日に公布された外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律において新設された輸出者等遵守基準につき、経済産業省令で定めることとされた輸出者遵守基準の具体的内容を定める省令案が9月4日付で公表された。

日本貿易会 安全保障貿易管理委員会では、この機会に下記のとおり、同改正案に対する意見書を経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課宛に提出した。

「輸出者等遵守基準を定める省令案」に係る意見

平成21年10月1日
社団法人 日本貿易会
安全保障貿易管理委員会

日本貿易会 安全保障貿易管理委員会は、本年9月4日に公示された表題省令案に関するパブリックコメント募集に対して、当委員会のコメントを以下の通り具申する。

輸出者等遵守基準を定める省令案について

1. 本基準が法律上の遵守規定となることにより、各企業に対する指導・勧告・命令等の一連の規制、更に法第71条10号による罰則が適用されることになるが、本規定の実行に関しては、各社の企業活動が阻害されないように寛容な運用をお願いしたい。尚、法第55条11に“必要あるとき”とあるが、具体的にどういうときを指すのか、指導・勧告等を行う頻度を含め、その発動要件について通達等で明示願いたい。
2. 第1条第二号リ
「又は、違反するおそれがあると認めるときは」とあるが、現状の大臣通達、外為法等遵守事項は、違反が判明した場合のみで、上文は求められていないので、削除していただきたい。
3. 現行の「輸出管理社内規程」と本基準との関連を明確にしていきたい。
本基準により遵守すべき事項は、現行の「輸出管理社内規程」のベースである「外為法等遵守事項」と一部の追加・変更等はあるものの基本的には一致している。
従い、既に経済産業省宛てに輸出管理社内規程の届出を行って受理されている企業については、同規程を書き直して、改めて届け出る必要はないと理解している。
4. 第一条二号イ
代表する者の中から特定重要貨物等輸出者等の行う輸出等の業務を統括する統括責任者（以下「統括責任者」を選任すること）の「統括責任者」を「最高責任者」に変更願いたい。

理由：既に輸出管理社内規程の登録をしている輸出者は代表権のある「最高責任者」を同規程にて制定しており、貴省にて「最高責任者」は「統括責任者」と

してみてよいとの見解はあると思うが、“輸出等の業務を統括する最高括責任者”としても文言上問題ないと思われるので、「最高責任者」に統一願いたい。

5. 該非確認責任者について

該非確認責任者を、実務上判定作業を行う各営業部門の長もしくは各設計・製造部門の長としているが、今後引き続きこれらを「該非確認責任者」と位置づけて良いのか。

6. その他

大臣通達、外為法等遵守事項は、輸出者等遵守基準に統合されるのか。

以 上